

公立大学法人前橋工科大学役員退職手当規則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学の役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）の退職手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1か月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 退職手当の支給を受けるべき者から申出があった場合は、その者の指定する本人名義の預金口座に当該退職手当を振り込むものとする。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（平成25年規則第50号）第3条に規定する給料の月額をいう。以下同じ。）に役員としての在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、第5条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職月数に当該異なる役職ごとの給料の月額に100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1か月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは、1か月とみなして計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える在職月数に達するまで順次1月を減ずるものとする。この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(前橋市職員との間における退職手当の特例)

第5条 前橋市の職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職手当の支給を受けることなく前橋市を退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の前橋市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて前橋市の一般職の職員となるときは、この規則による退職手当は、支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を前橋市職員としての在職期間として、前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第18号）を準用して算出した額を退職手当として支給する。

（職員との間における退職手当の特例）

第6条 役員が引き続いて職員（公立大学法人前橋工科大学職員退職手当規則（平成25年規則第73号。以下「職員退職手当規則」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったとき、又は職員が引き続いて役員となったときは、役員としての在職期間についてのみ、この規則による退職手当を支給するものとし、職員としての在職期間については、職員退職手当規則による退職手当を支給するものとする。この場合において、役員が職員を兼ねる期間があるときは、当該期間を職員としての在職期間に含むものとする。

（退職手当の支払方法等）

第7条 この規則に定めるもののほか、退職手当の支払方法等については、職員退職手当規則の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 役員（職員を兼務する役員を除く。以下同じ。）となる前に前橋市職員退職手当条例（昭和31年前橋市条例第18号）の適用を受けていた者で同条例に基づく退職手当の支給を受けることなく引き続き役員となったものの在職期間には、その者が同条例の適用を受けていた期間を通算する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。